

川崎市森林整備計画

計画期間

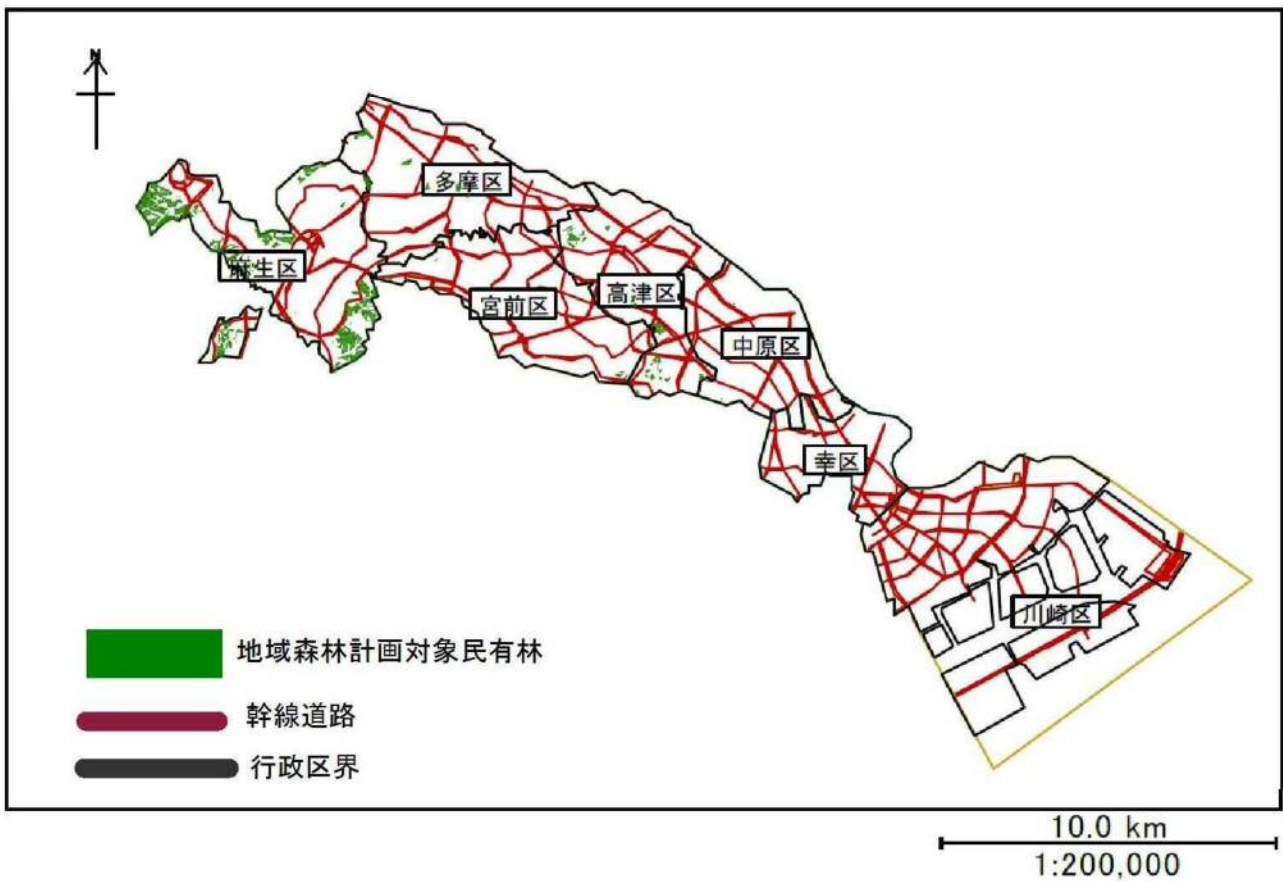
自	平成30年	4月	1日
至	平成40年	3月	31日

平成30年3月30日樹立（平成30年4月1日効力発生）

神奈川県

川崎市

川崎市位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林の整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	3
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	14
4	その他必要な事項.....	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	15
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	15
3	作業路網の整備に関する事項.....	15
4	その他必要な事項.....	15
第8	その他必要な事項.....	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
III	森林の保護に関する事項	17
第1	鳥獣害の防止に関する事項	17
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2	その他必要な事項.....	17
第2	森林病虫害の駆除及び火災の予防その他森林の保護に関する事項	17
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	17
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	17
5	その他必要な事項.....	17
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	18
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項.....	18
V	その他森林の整備のために必要な事項	19
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項.....	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	その他必要な事項.....	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の現状と課題

本市は神奈川県の北東部に位置し、市の行政区域面積は 14,300ha（「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」国土地理院）で、森林面積は 772.50ha（「神奈川県地域森林計画データ」）である。そのほとんどが民有林で、神奈川地域森林計画の対象民有林は 242.64ha である。

森林率（森林面積／行政区域×100）は 5.4%であり、神奈川県の森林率 39%と比較するとかなり低い値となっている。また、本市では市街化が進み、森林組合もなく、林業経営もないことから、現在は施業がほとんど行われていない状況にある。

しかし、市域の北西部に分布する標高 100m程の起伏の緩やかな丘陵が連なる斜面緑地を含む里山林は、ふるさと川崎を特徴づける貴重な森林資源であり、また、森林の持つ生活環境の保全、保健文化機能等の公益的機能の重要性は高まってきていることから、本市においても森林の保全・利用に努めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、神奈川地域森林計画で定める「身近なみどりを継承し再生するゾーン」の整備を推進方向とし、川崎市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の基本方針との整合を図り森林の整備に努めることとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア ブナ林など自然林を再生するゾーン

該当なし

イ 多様な生き物が共存するゾーン

該当なし

ウ 木材資源を循環利用するゾーン

該当なし

エ 身近なみどりを継承し再生するゾーン

本市の森林は市街地周辺の里山林や都市近郊林であり、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林内での体験活動など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うことを基本とし、特に里地里山の保全等の活動（里地里山の保全、再生及び活用のための活動をいう。）の実践の場として活用を図る森林は、さまざまな主体と協働しながら森林所有者を主体として更新・保育・間伐等を行うよう促す。

また、本市の地域森林計画対象民有林は『緑の基本計画』基本方針2における「多摩丘陵軸」等に属し、樹林地と農地は河川の源流域を支える重要な自然的環境資源となっていることに留意する。

(3) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林整備の基本方針を踏まえ、市街化の進んだ本市においては、残された森林の保全に努めるものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次によるものとする。ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した時点で森林の伐採を義務づけるものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、生活環境の保全及び保健文化機能の高度発揮に特に配慮するものとし、択伐を基本として、地域の多様な要請に応じて適切な伐採方法を選択する。皆伐を行う場合は小面積かつ分散的に行うこととする。林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置すること。伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早めに植栽すること。

針葉樹林については、小班の規模が小さく、保育が放棄されていて、間伐や枝打などが行われていないために、立木の密度が高くなっていて、モヤシ木や枯損木・風倒木が目につき、木材としての利用の見込みもないため、伐採後は広葉樹林への更新を基本とする。

3 その他必要な事項

(1) 巨木林、複層林、混交林及び広葉樹林における伐採（主伐）の方法

ア 巨木林

該当なし

イ 複層林

該当なし

ウ 混交林

混交林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林を目標とすることを踏まえ、原則として択伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存及び天然下種更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

エ 広葉樹林

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を

行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

(2) 花粉症対策及び快適な環境の形成の機能の維持増進

スギ花粉症について、多くの住民が健康被害を訴えていることから、広域的な取り組みとして、九都県市共同で広範囲に飛散する花粉を発生させるスギ林を減少させる花粉発生源対策が進められている。

本市の針葉樹林は、大部分がスギで一部マツとなっているが、風致のために植栽されたものを除き、国が1960年代に行った拡大造林政策で広葉樹から針葉樹に更新したものの、針葉樹林がその後、保育がされていない実情があり、伐期となっても伐採や輸送費用を考えると木材として利用される可能性は低い。

また、本市の地域森林計画対象民有林の全域が公益的機能別施業森林の区分として、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」として位置づけられており、多摩丘陵の里山として調和した広葉樹の二次林を保全していくことが相当である。

これらのことから、都市近郊の山林として、花粉の発生源対策に資する計画とすることが必要であること及び快適な環境の形成の機能の維持増進を図るためには、里山にある樹種が適当であることから、本市では針葉樹を伐採・更新する際は原則として広葉樹に更新するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ等	

- (注) 1 人工造林を行う場合は、広葉樹を原則として、多摩丘陵の里山林として調和のとれる樹種を採用すること。
- 2 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上適切な樹種を選択すべきものとする。
- 3 スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択すること。
- 4 アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに抵抗性のある品種に限るものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	2,500~3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500~3,500	

- (注) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すべきものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植えつけるものとする。
植栽の時期	3月~5月までに行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の生長が鈍化した時期(10月~11月)に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点

から、人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹 種	樹 種 名
天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、アカマツその他在来性・高木性の樹種等
ぼう芽による更新が可能な樹種	在来性・高木性の樹種のうち、コナラ、ヤマザクラ等の広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラその他の広葉樹	5年生での期待成立本数:10,000本/ha (期待成立本数に10分の3を乗じた、3,000本以上を更新すべきものとする。)

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の生長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、気象・土壌条件等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとし、必要に応じて1-(1)を参照する。
芽 か き	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものをかきとるものとする。

(備考)

天然更新を行った場合は、5年を経過した時点で、神奈川県が定める天然更新の完了に関する指針を用いて更新状況の確認を行うものとする。更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。

② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採による森林の公益的機能への影響及び早期回復を考慮し、5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1—(1) による。

イ 天然更新の場合

2—(1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000 本/ha（2—(2) —ウ—①を準用）

5 その他必要な事項

(1) 複層林、混交林及び広葉樹林における造林の方法

ア 複層林

該当なし

イ 混交林

樹種構成及び森林の階層構造が多様な、針葉樹と広葉樹が混生する森林を目指す混交林における造林は、針葉樹単層林の間伐等を繰り返しながら天然下種更新による多様な広葉樹の導入を促進することを基本とする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。

ウ 広葉樹林

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林における造林は、天然下種更新又は萌芽更新を基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壤保全、かき起こし等地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて補助的な植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。

萌芽更新は、萌芽の優劣が明らかとなる頃に、根または地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数を目安として、萌芽整理を行う。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢 (年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目		
スギ	中庸仕立て	2,500～	15	22	30	間伐率は、本数率概 ね 30%又は材積率 概ね 20%とする。	
ヒノキ		3,500	18	25	35		

樹種毎の間伐の間隔 (標準伐期齢別)

樹種	間隔	間伐の間隔 (年)	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ		8	13
ヒノキ		9	13

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法

	樹種	実施すべき標準的な林齢 及び回数				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑木林の状態によっては 2年目、3年目には2回刈り を行う)				下刈は、造林が雑木林より抜き出るまで で行い、その回数は、植栽した年から7年 間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑木林により 被圧される前で年1回の場合は7月頃、年 2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りをあわせて行う。
除伐	スギ ヒノキ	11年				除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態 になった時に、造林木の生育に支障とな る灌木類やつるを除去する。また、あわせ て造林木で成木の見込みのない不良木を 除去する。
枝打ち	スギ ヒノキ	9年	13年	17年	21年	枝打ちは、最下枝の直径が7～8cmに なった時実施する。枝打ちはていねいに 幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さ ないように仕上げる。

3 その他必要な事項

(1) 巨木林、複層林、混交林における間伐及び保育の方法

ア 巨木林

該当なし

イ 複層林

複数の樹冠層を持つ針葉樹—針葉樹又は針葉樹—広葉樹の複層林の造成・維持を目指す複層林施業における間伐及び保育は、上層木及び下層木について適時適切な間伐及び枝打等を行うこととし、特に上層木の間伐については、下層木の生育に必要な光環境及び空間の確保を主眼に、下層木の配置及びその保護に留意して実施する。

ウ 混交林

樹種構成が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混成する森林を目指す混交林における間伐及び保育は、針葉樹単層林への天然下種更新による多様な広葉樹の導入や補助的に植栽した苗木の生育確保に主眼を置いた適度な間伐を繰り返しながら、その他森林の現況や自然条件等に応じて必要な施業を適宜組み合わせる実施する。

(2) その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知するものとする。

1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林があるときは、その所在を別途、参考資料として整理する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

本市の森林は日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音やヒートアイランド現象等の影響を緩和する森林又は森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、水害等の気象災害を防止する効果が高い森林であることから、公益的機能のうち快適環境形成機能を重視して区分する。

公益的機能別施業森林の区域の設定は次表によるものとし、川崎市森林整備計画概要図に示すとおりとする。

区分	区域の設定	面積(ha)	重複する公益的機能	森林の施業の方法
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—	—	—
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—	—
	②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	神奈川県森林計画(神奈川県森林計画区)における林班番号 川崎市1～19 (本市の地域森林計画対象民有林の全域)	242.64	— 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く。)
	③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—	—
	④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—	—
(3) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—	—	—

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし
- 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための
方策
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
該当なし
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
苗圃、天然更新中又は人工造林中の森林はないため、鳥獣による森林被害はないと思量されるが、適正に保育されていない森林が有害鳥獣の生息場所になり、農作物に被害を及ぼさないよう留意する。
- 3 林野火災の予防の方法
消防部局の林野災害防止活動に協力し関係機関への情報提供に努める。
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
該当なし
- 5 その他必要な事項
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

I からIVの各事項に十分留意して行うものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

さまざまな主体と協働しながら、森林所有者を主体として里山林等の保全・再生・活用に努めるものとする。

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林所有者を主体として、地域住民の手を借りながら里山林等の保全・再生・活用に取り組むよう促す。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を行うものとする。